

利用者番号	8	0	0											
-------	---	---	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

船橋市民ギャラリー利用者登録申請書

申請日 令和 年 月 日

船橋市民ギャラリー館長 あて

申請内容 [新規 変更 更新 再交付]

登録区分 (1つに☑)		<input type="checkbox"/> 団体 <input type="checkbox"/> 個人		
団体名				
団体代表者 又は 個人申請者	氏名カナ	セイ	メイ	
	氏名漢字	姓	名	
	住所	〒	—	[都 道 府 県]
		[市 区 郡]		
	生年月日	[大 昭 平 令]	年 月 日	
電話番号 1	日中連絡可能な電話番号			
団体事務局 又は事務 担当者等 (代表者と同じ場合は記入不要)	氏名カナ	セイ	メイ	
	氏名漢字	姓	名	
	住所又は 所在地	〒	—	[都 道 府 県]
		[市 区 郡]		
	生年月日	[大 昭 平 令]	年 月 日	
電話番号 2	日中連絡可能な電話番号			
メールアドレス 1	抽選結果や利用についての連絡先			
メールアドレス 2 (任意)	抽選結果や利用についての連絡先			
料金区分 (1つに☑)		<input type="checkbox"/> 市内※ <input type="checkbox"/> 市外		
主な利用内容 (1つに☑)	<input type="checkbox"/> 平面(油彩, 水彩) <input type="checkbox"/> 立体(彫刻等) <input type="checkbox"/> 工芸(陶芸, ガラス, 手織り)			
	<input type="checkbox"/> 書 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> その他(デザイン, 合同展等)			
初期パスワード (数字 6~12 桁)				

※市内在住を証明できる書類を添えて申請してください。

確認	登録証交付	入力	確認書類
			運転免許証 運転経歴証 健康保険証 マイナンバー パスポート 社員証 学生証 他 ()

利用者登録の前にお読みください

船橋市民ギャラリーは、（公財）船橋市文化・スポーツ公社が指定管理者として管理運営を行っています。船橋市民ギャラリー条例及び船橋市民ギャラリー条例施行規則をはじめ、関係諸規程に基づき公平公正な運営に努めてまいりますので、皆様のご協力をお願いいたします。

船橋市民ギャラリー条例（抜粋）

（業務）

第3条 船橋市民ギャラリー（以下「ギャラリー」という。）は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 絵画、書道、写真等の展示その他の文化芸術の振興のための施設及び設備の提供に関すること。
- (2) 絵画、書道、写真等の展示その他の文化芸術に関する催し物を行うこと。

（利用の許可）

第11条 ギャラリーを利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可しない。

- (1) 秩序又は風紀を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 施設又は設備を損傷するおそれがあると認めるとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益となるとき。
- (4) その他管理上支障があると認めるとき。

（利用許可の取消し等）

第12条 指定管理者は、ギャラリーの利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく教育委員会規則又は指定管理者の指示した事項に違反したとき。
- (2) 前条各号のいずれかに該当したとき。

（意見の聴取）

第13条 指定管理者は、必要があると認めるときは、第11条第3号に掲げる事由の有無について、千葉県警察本部長の意見を聴くよう教育委員会に求めることができる。

- 2 教育委員会は、前項の規定による求めがあったときは、第11条第3号に掲げる事由の有無について、千葉県警察本部長の意見を聴くことができる。

船橋市民ギャラリー条例施行規則（抜粋）

（利用者の守るべき事項）

第7条 利用者は、ギャラリーを利用するに当たり指定管理者の指示に従うほか、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 喫煙、その他火気を使用しないこと。
- (2) 利用を許可されていない施設又は設備を利用しないこと。
- (3) 許可を受けないで、壁、柱、扉等にはり紙をし、又はくぎ類を打たないこと。
- (4) 許可を受けないで、特別の設備をし、又は既存の設備を変更しないこと。
- (5) 許可を受けないで、ギャラリー内において物品を販売しないこと。
- (6) 騒音を発する等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (7) 展示作品等を自ら管理すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、ギャラリーの管理上不適当と認められる行為をしないこと。

個人情報の取り扱い

この利用者登録申請書に書かれた個人情報は、施設利用のために利用し、それ以外には利用いたしません。また（公財）船橋市文化・スポーツ公社個人情報保護規程に則り適正に管理します。